(5)
［多数による議決］
(a) 総会の決定は、第十四条(2)及び(3)、前条(1)並びに第十九条(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。
(b) 必要とされる多数が得られたか否かの決定に当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(6)
［会合］
総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合する。

(7)
［手続規則］
総会は、臨時会合の招集に関する規則を含む総会の手続規則を定める。

第十八条　国際事務局

(1)
［管理業務］
(a) 国際事務局は、この条約に関する管理業務を行う。
(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。

(2)
［総会以外の会合］
事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。

(3)
［総会及び他の会合における国際事務局の役割］
(a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。
(b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部会における事務局長としての職務を行う。

(4)
［会議］
(a) 国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。
(b) 国際事務局は、(a)に規定する準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。
(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(5)
［他の任務］
国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第十九条　改正

(1)
［この条約の改正］
この条約は、(2)の規定に従い、締約国の会議によって改正することができる。改正会議の招集は、総会が決定する。

(2)
［この条約の特定の規定の改正又は修正］
第十七条(2)及び(6)の規定は、改正会議により又は(3)の規定に従って総会により修正することができる。

(3)
［この条約の特定の規定の総会による修正］
(a) 第十七条(2)及び(6)の規定の総会による修正の提案は、締約国又は事務局長が行うことができる。この提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が締約国に送付する。
(b) (a)に規定する規定の修正の採択は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。
(c) (a)に規定する規定の修正は、その修正を総会が採択した時に総会の構成国であった締約国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された修正は、当該修正が効力を生ずる時における全ての締約国を拘束し、並びにその後に締約国となる国及び政府間機関を拘束する。

第二十条　締約国となるための手続

(1)
［国］
パリ条約の締約国又は機関の加盟国であり、かつ、自国の官庁を通じて又は他の国若しくは政府間機関の官庁を通じて特許を与えることができる国は、この条約の締約国となることができる。

(2)
［政府間機関］
いずれの政府間機関も、当該政府間機関の構成国のうち少なくとも一の国がパリ条約の締約国又は機関の加盟国であり、かつ、当該政府間機関がこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨及び次のいずれかのことを宣言する場合には、この条約の締約国となることができる。
(i) その構成国について効力を有する特許を与える権限を有していること。
(ii) この条約が対象とする事項に関し権限を有し、及びその全ての構成国を拘束する自らの法制を有すること並びに当該法制に従い、その領域内において効力を有する特許の付与を担当する一の広域官庁を有し、又はその担当を一の広域官庁に委ねていること。
その宣言は、(3)の規定に従い、批准書又は加入書を寄託する時に行う。

(3)
［広域特許機関］
欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関は、この条約を採択した外交会議において(2)(i)又は(ii)に規定する宣言を行っており、この条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨の宣言を批准書又は加入書の寄託の時に行う場合には、政府間機関としてこの条約の締約国となる資格を有するものとする。

(4)
［批准又は加入］
(1)から(3)までの規定に定める要件を満たす国又は政府間機関は、次のものを寄託することができる。
(i) この条約に署名している場合には、批准書
(ii) この条約に署名していない場合には、加入書

第二十一条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

(1)
［この条約の効力発生］
この条約は、十の国が批准書又は加入書を事務局長に寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(2)
［批准及び加入の効力発生の日］
この条約は、次に掲げる日から締約国を拘束する。
(i) (1)に規定する十の国については、この条約が効力を生じた日
(ii) (i)に規定する国以外の国については、当該国が事務局長に批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日
(iii) 欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関については、(1)の規定によるこの条約の効力発生の後にその批准書又は加入書が寄託された場合には、その寄託の日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日、この条約の効力発生以前に当該文書が寄託された場合には、この条約の効力発生の日の後三箇月の期間が満了した日
(iv) その他の政府間機関であってこの条約の締約国となる資格を有するものについては、その批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日

第二十二条　既存の出願及び特許についてのこの条約の適用

(1)
［原則］
締約国は、第五条の規定、第六条(1)及び(2)の規定並びに関連する規則を除くほか、(2)の規定に従うことを条件として、前条の規定に基づきこの条約が自国を拘束する日において係属中の出願及び効力を有する特許についてこの条約及び規則を適用する。

(2)
［手続］
いかなる締約国も、(1)に規定する出願及び特許に関して行う手続が前条の規定に基づきこの条約が自国を拘束する日の前に開始された場合には、当該手続についてこの条約及び規則を適用する義務を負わない。